

豊田市緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、緩和ケアの診療体制の充実に資する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、緩和ケアに携わる看護師の養成に係る資格取得経費を負担する医療機関等に対し経費の一部を助成することによって、がん患者等に対する緩和ケアの診療体制の充実と医療の質を向上し、もって本市の緩和ケアの充実を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる施設を運営する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に定める病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に定める診療所
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する訪問看護ステーション（ただし、同法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）

(対象資格)

第4条 補助金の対象となる資格は、公益社団法人日本看護協会が規定する認定看護師資格のうち、緩和ケアを対象分野とするもの（以下「緩和ケア認定看護師」という。）とする。

(対象事業、対象経費及び補助基準額)

第5条 補助金の対象事業、対象経費及び補助基準額は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する対象事業のうち、他の補助等を受けているものについては、補助金の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表1に掲げる補助基準額と対象費目に係る実支出額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、別表2に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 事業に係る収支予算書（別紙3）
- (4) 雇用契約書等（雇入通知書）

- (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 役員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、前項第5号及び第6号に規定する書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

3 補助事業者は、連続する3か年度を上限として、年度ごとに交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事由と認められる場合は、この限りではない。

(交付申請の受付)

第8条 市長は、予算の範囲内において、交付申請書を先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた場合、原則として当該日をもって受付を終了するものとする。

(交付の決定及び不交付の決定)

第9条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、また、補助金を交付しない決定をしたときは、緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に関し条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、補助事業者の市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定に付する条件)

第10条 交付決定に付する条件は以下のとおりとする。

(1) 教育課程受講、宿泊滞在及び代替職員配置については、教育課程を修了し、その翌年度に認定審査を受けることを条件とする。

(2) 資格認定等については、緩和ケア認定看護師認定審査への合格を条件とする。

(3) (1)(2)に定める条件に反した場合、補助の目的に適合しないものとして、補助金を交付しない。

(4) (1)(2)に定める条件は補助金の額の確定後においても適用するものとする。

(交付決定の除外要件)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景とし

て暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税を滞納しているとき。

(抽選)

第12条 市長は、第8条第2項の規定により交付申請書の受付を終了した場合、当該日に受け付けた交付申請書について抽選を行い、補助金の交付について決定する補助事業者（以下「当選者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、抽選により当選者とならなかった補助事業者は不交付決定通知書により通知する。

(事業の実施)

第13条 補助事業者は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に、別表1に定める対象事業（以下「補助事業」という。）を実施しなければならない。ただし、宿泊滞在及び代替職員配置について、別表2ただし書きに該当する場合は、この限りではない。

(計画変更)

第14条 補助事業者は、交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をしようとするときは、直ちに市長に緩和ケア認定看護師資格取得支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。なお、変更の場合は第7条第1項各号に掲げる書類を添付するものとする。

2 前項の規定による事業の変更の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更を行い、その旨を緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

3 第1項の規定による事業の中止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の取消しを行い、その旨を緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、緩和ケア認定看護

師資格取得支援事業実績報告書（様式第7号）に別表3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、緩和ケア認定看護師資格取得支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知した後、当該額を交付するものとする。

（教育課程修了の報告）

第17条 補助事業者は、緩和ケア認定看護師の資格を取得しようとする職員（以下「受講職員」という。）が教育課程を修了したのち、速やかに教育課程を修了したことを証明する書類の写しを市長へ提出しなければならない。

（資格取得の報告）

第18条 補助事業者は、第4条に掲げる資格取得の結果について、緩和ケア認定看護師資格取得支援事業審査結果報告書（様式第9号）により速やかに市長へ報告しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第19条 市長は、受講職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助事業者は、既に交付を受けているときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する年度の翌年度の終了時までには補助金を返還しなければならない。ただし、第1号から第3号のいずれかに該当する場合で、受講職員が死亡や業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったとき又はこれに準ずると認められる場合は、この限りでない

（1）教育課程を修了できなかったとき。

（2）教育課程を修了した日以降、直ちに補助事業者が運営する施設で、看護師の業務に従事しなかったとき。

（3）教育課程を修了した日以降、補助事業者が運営する施設で、看護師の業務に従事した期間が2年に満たなかったとき。

（4）この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（帳簿等の整備及び保存）

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

（検査）

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1

対象事業	対象経費	補助基準額
教育課程受講	当該資格取得に係る受講のために補助事業者が負担した経費のうち次に掲げるもの 入学金、授業料	受講職員一人 当たり 1,050,000 円
宿泊滞在費	当該資格取得に係る受講を目的とした宿泊に要する経費として補助事業者が負担したもの	受講職員一人 当たり 350,000 円
代替職員配置	受講職員の代替職員に要した人件費のうち次に掲げる経費（受講職員が不在にしていた期間に限る） 給料、賃金、報酬、諸手当、社会保険料	受講職員一人 当たり 1,000,000 円
資格認定等	当該資格取のために補助事業者が負担した経費のうち次に掲げるもの 審査料、認定料（更新を除く）	受講職員一人 当たり 100,000 円

（注）上記いずれも、各対象事業の交付申請は、受講職員 1 人につき 1 回までとする。

別表 2

対象事業	申請期限
教育課程受講	合格通知受領日から 14 日以内、かつ入学金・授業料支払期限の前日まで
宿泊滞在	資格取得に係る宿泊を要する研修開始日の 14 日前 ただし、当該年度の 4 月 1 日から 30 日までの宿泊については、当該年度の 4 月 30 日までに申請することができる
代替職員配置	看護師が当該資格取得に係る受講のために不在となる日の 14 日前 ただし、当該年度の 4 月 1 日から 30 日までに看護師が不在となり、代替職員委員を配置する場合については、当該年度の 4 月 30 日までに申請することができる
資格認定等	認定審査の申込期限の 14 日前

別表 3

対象事業	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none">・精算額調書（別紙 2）・事業に係る収支決算書（別紙 3）
教育課程受講	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者が授業料等を負担したことを証する書類（ただし、補助事業者が教育課程実施機関等へ直接納付していない場合は、教育課程実施機関等へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。）・その他市長が必要と認める書類
宿泊滞在	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者が宿泊費を負担したことを証する書類（ただし、補助対象者が宿泊施設等へ直接納付していない場合は、宿泊施設等へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。）・その他市長が必要と認める書類
代替職員配置	<ul style="list-style-type: none">・代替職員の出勤簿（写し）・代替職員の人件費を証する書類・その他市長が必要と認める書類
資格認定等	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者が審査料等を負担したことを証する書類（ただし、補助事業者が教育課程実施機関等へ直接納付していない場合は、教育課程実施機関等へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。）・その他市長が必要と認める書類